

# 産業競争力会議 実行実現点検会合（第 32 回）

## （公的サービス・資産の民間開放、国際展開）

---

### （開催要領）

1. 開催日時：2016年2月4日（木） 14:30～16:00
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室
3. 出席者：  
高木 宏壽 内閣府大臣政務官  
  
竹中 平蔵 慶應義塾大学総合政策学部教授  
野原 佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長  
  
高橋 進 経済財政諮問会議 議員

### （議事次第）

1. 開 会
  2. PPP/PFI の活用促進に向けた大阪市長からのヒアリング等について
  3. 閉 会
- 

#### （高木政務官）

本日は、PPP/PFIの活用に関する施策について、コンセッションの活用を検討している地方公共団体からのヒアリング及び関係府省からの取組の進捗報告をいただく。

まずは、水道事業のコンセッションで最も検討が進んでいる大阪市より、吉村市長にお越しいただき、大阪市の取組と今後の検討課題について説明をいただきたい。

続いて、各府省から現時点での取組状況の報告を行った上で、今後の進め方についても、民間議員、有識者から意見をいただきたい。PPP/PFIの活用を進めていく上での課題解決に向け、各府省の具体的な取組が進むよう、各府省の協力をお願いしたい。

#### （広瀬日本経済再生総合事務局次長）

本日は、まず、前半に大阪市の吉村洋文市長から、PPP/PFIの活用促進に向けた説明をいただき、後半に関係各省庁からの進捗状況を説明いただきたい。

まず、竹中主査から発言をお願いしたい。

(竹中主査)

まさにPPP/PFIを加速する上で、水道事業のコンセッションは大変重要である。全ての市町村の先例になるため、吉村市長の話に大変期待している。

話の中には税制、財政に係る問題提起もあると思うが、財務省の関係部局からも管理職級の方にバックシートに来ていただいている。市長にわざわざ来ていただいたので、本来であればもっと正式な形でかかわっていただきたく、内閣府にそのようなお願いをしていた。ぜひ今後、皆さんで市長から問題提起を聞いて、ともに知恵を出すというような、成果につながる努力をしていただきたい。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、大阪市吉村市長から説明をお願いしたい。

(吉村大阪市長)

本日、説明する大阪市水道事業のコンセッションは、大きく言えば、これまでの税収と借金に頼る自治体経営のあり方に一石を投じる、非常に切り口として新たな自治体経営の第一歩になるものだと考えている。これまで自治体が築き上げてきたストックを活用し、それをもとに新たに経営をしていく、そのまさに第一歩、国内のリーディングケースになるものだと思っている。

それでは、資料に基づき、現在、大阪市が取り組んでいるコンセッション方式を活用した水道事業の経営形態の見直しプランについて、その意義と、我々が想定しているメリットなどについて説明させていただきたい。その上で、国にぜひともお力添えをいただきたい点について、本市の要望としてお話しさせていただきたい。

1 ページ目では、御承知のように、日本の水道事業は市町村による経営が原則とされており、表にもあるように、別荘やリゾート地などの一部で民間による水道経営の例はあるが、市町村単位をカバーする民間事業者は一例もないというのが実態である。

したがって、大阪市のプランが実現すれば、実質的に国内において初めて公営によらない水道事業が誕生するということになる。

2 ページ目では、本市の水道事業の概要について整理をしている。大阪市民は269万人おり、水道水の製造からそれぞれの家庭への配給、供給までをトータルで担っている。

3 ページから8 ページ目にかけては、本市水道の経営課題、現状等についてまとめている。まず、3 ページ目では、経営収支の状況をまとめている。水の使用量が年々減少する中で、収益も右肩下がりの状態にある。施設の整備などの必要な投資は進めながら、事業の効率化によって費用を切り詰めることで、何とか黒字を確保しているというのが今の実態である。

4 ページ目では、企業債の残高は、新規借入の抑制あるいは残債の繰上償還を実施することで、年々減少させている。それでも、現在でも企業債残高は2,000億近く残っており、

依然として高い状況にあるという現状である。

5 ページ、6 ページには施設整備についての考え方をまとめている。5 ページにもあるように、今後、老朽化した配水管の更新、耐震化の増加が見込まれる。6 ページに記載のとおり、浄水場などの基幹施設の耐震化といった大規模な投資についても、引続き計画的に進めていく必要がある。

また、7 ページには、本市の強みである水道運営における技術力、ノウハウについて例示させていただいている。大阪市は非常に高い水道の技術力があり、今回の取組を経て、この技術力を大阪市外に伸ばしていきたい。

8 ページには、現状の中でノウハウ等をできるだけ活用した国内外における技術支援の実績をまとめている。

9 ページ、「本市水道のめざすべき方向性について」である。

これは、本市水道の現状、経営課題を踏まえた上で、そういった方向性について整理した。ここに記載しているとおり、今後とも人口減少といった要因などによって、収益の下げ止まりは期待できない状況である。

その一方で、施設の耐震化等の投資には多額の事業費が必要となる状況であるため、本市水道の経営環境はますます厳しさを増すものと考えている。

そういった中において、私としては、市民やユーザーの思い、立場に立てば、料金の値上げという形で安易に負担を求めることを選択するという旧来型のやり方ではなく、必要なサービス水準を維持し、事業の持続性を確保していくことが必要だと考えている。

それと、せっかくの高い技術力、ノウハウがあるが、今の行政、公営という枠の中で、大阪市域にとどまらざるを得ないという状態、これはある意味非常にもったいない話だと思っている。やはり、持てる力をフルに活用し、国内の他の水道事業体、自治体にも貢献したい。本当に高齢化も進んでおり、小さな自治体になってくると、これからそういった問題にぶち当たってくると思っている。そういった国内の水道事業体や途上国の水道事業の発展に貢献することも必要だと考えており、技術力の活用は、本来、そういったところにあると考えている。

そういった方向性や目標を実現するためには、水道事業の持つ高い公共性は確保しつつ、一方で、運営そのものには民による経営の自由度を最大限取り入れることが必要である。そのための具体的手法として、公共施設等運営権制度を活用することが最善であると結論づけた。

10 ページに、これまでの検討経過を時系列でまとめさせていただいている。この間、議会においてもさまざまな角度からこの件について議論がされている。

表の下から3つ目にあるとおり、昨年3月にはこのプランを進めるための条例案が否決されるなど、先例事例がない第1号案件であるがゆえに、議会のコンセンサスを得ることが決して容易ではないという側面があることも理解いただきたい。

もちろん、これまで、議会からの指摘等も踏まえ、見直すべき点については逐次見直し

を行ってきた。また、これから、当然、市長として議会の理解を得る努力を最大限続けていきたい。

直近の議会では、新たな税負担に対するインセンティブ確保について質疑もされたところであり、この点については、どうしても国において検討いただくよりほかはないので、何とぞよろしくお願ひしたい。

次に、12ページを見ていただきたい。このたび、本市が考える運営権活用のスキームを図で表している。

まず、図の左側にある大阪市100%出資による運営会社を設立する。そこに水道局の職員を転籍させて、運営権を設定する。運営権を付与された運営会社は国から事業認可を取得し、市民に対して水道サービスを提供し、その対価として直接ユーザーである市民から料金をいただくということになる。

大阪市との関係でいえば、運営会社は運営権に見合う対価を市に支払うことになる。市は、施設の所有者として運営会社の経営をモニタリングし、問題があれば、改善や是正等の指導を行うことになる。

13ページには、こういったスキームを前提とした上で、さまざまな課題について関係各府省の皆様と協議、調整した内容をまとめている。事業認可や災害時の国庫補助の取扱い、や市における企業債の取扱い等、さらには、一番下にある運営会社における会計・税務上の諸課題などについても、これまでに明確に整理を行っていただいた。

本市が運営権制度を活用する上での課題は全てクリアすることができた。この間のご支援、ご協力時は、本当に感謝している。この場を借りてお礼を申し上げたいと思う。

14ページには、私が考える運営権制度を活用することの意義、狙いについて概要をまとめている。当然、本市の水道経営の抜本的な合理化を実現し、市民の皆さんが水道に最も望む安心や安全といった面の強化、事業の持続性の向上、これが第一の目的であることは変わらない。ただ、今回のコンセッションはその意義や効果だけにとどまるものではないと考えている。

本市が今後の水道経営上の課題と認識しているところは、ほかの多くの自治体にとっても同様であると考えている。

こうした中で、我々が国内の水道コンセッションの第1号案件として成功を収めれば、これが必ずやモデルケースとなり、他の自治体でも活用検討の動きが広がっていくと確信している。その上で、実際の活用事例が増えれば、民間への市場開放も徐々に促進され、やがては日本国内においても本格的な水ビジネス市場を創出することにつながると考えている。これは我が国全体の成長戦略にも資することと考えている。

また、ここには記載していないが、自治体の事業を民に移すということは、その自治体にとって、より有効性が高く、新たな価値を持つ資産を手に入れることにもつながる。

例えば国で言うと、電電公社の民営化、つまり、NTTの設立によって株式という換金可能な優良資産を保有することになっている。実際、多くの売却益を得ているところである。

その後、事業そのものも大きく発展し、サービスも向上され、利用者の立場から見ても大きなメリットをもたらした。そういった事業がたくさんあることは言うまでもない。

自治体においても、自治体が行う多くの事業の中で、民への移管を積極的に進めることで、有効性の高い資産への組替え、いわゆるストックの組替え、新たな自治体経営のあり方、新たな価値の創出、そういったことをこの水道事業のコンセッションを通じて、第1号として進めていきたいと思っている。

自治体の行政というのは本当に厳しい状況にあり、税収や借金だけに頼るといった経営から、新たな今般のような取組をきっかけにして、ストックの組替え、民間のノウハウ、資金を有効活用するという新たな自治体経営のあり方へと、この大阪から変化させていきたい。今回の水道の事例がそのモデルになればと願っている。

引続き、15ページをご覧ください。本市の水道事業に運営権制度を活用する、このことに関して、産業界の関心も非常に高い。

具体的には、新たに設立する運営会社への出資、業務連携などについて、多くの関心が寄せられているところである。

次に、16ページから17ページだが、運営権制度を活用することによるコストメリット等について整理させていただいている。

16ページの上段のグラフが運営権制度を活用した場合のシミュレーション、下のグラフが公営のままの経営を続けた場合のシミュレーションだが、公営の場合は事業期間の後半には赤字に転落する見込みである。運営権制度活用によるコスト削減効果によって、収支が大きく改善するという試算結果も得ている。

17ページだが、それを具体的な数字で示している。30年の事業期間で生み出されるコストメリットの総額は約910億円になると見込んでいる。一方で、このコンセッションの活用により、運営主体が株式会社となるため、法人税等の税負担が新たに発生することになる。その総額は30年間で約570億円になる。国税相当分に限ると約400億円に達すると見込まれている。

このページの下段のグラフだが、これは年次ごとに発生するコストの削減額と税負担額を示したものである。特に事業期間の前半では、例えば当初10年間のうち、コスト削減額の7割、ブルーの部分の7割が税負担等で流出するということになる。

水道事業は、市民からの水道料金によって成り立っている事業であるので、本来、こうしたコスト削減の果実というのは市民への水道サービスの向上のために還元することが理想だが、現実には、今の制度を前提にすると、税負担で大半が流出するという事態になる。これは、この制度活用に伴う大きないわゆるディスインセンティブになる。

18ページから19ページに記載している要望は、こういったディスインセンティブを何とか解消できないかという問題意識に基づくものである。一言で言うと、新たに発生する税負担、とりわけ国税相当分について、何らかの軽減につながる制度を創設していただきたい。

18ページの上段に記載しているとおり、この制度を活用するということは、法人税を負担しない公営の事業から、新たに税を納める事業へ移行するというものであり、今、既に納めているものを減らしてほしいといったお願いをする話ではない。したがって、国にとって収入減や支出増につながる従来型の陳情ではない。

だからといって、一方で、新たに設立する運営会社について、未来永劫税金を納めない組織にしたいということでは当然ない。私としても、最終的にはきちんと納税して、国家や社会に対して貢献するということが大事であると考えている。

しかしながら、また一方で、制度移行による急激な税負担の発生は、まさに市民や議会の理解を得るという意味で、大きなハードルになっているのも事実である。公営とのイコールドフットイングの観点から、激変緩和措置、激変緩和策につながる税負担の軽減措置などの創設をお願いしたい。

四角囲みの下には、要望の趣旨として、軽減措置等がなされた場合の使途、目的などをまとめている。運営権制度を活用する目的は、厳しい経営環境の中、市民の皆さんが長年にわたり築き上げてきた財産である水道施設の維持向上につなげること、具体的には、耐震化のさらなる促進や、大規模な災害時における対応力を強化するなど、事業の持続性の一層の向上を図ることである。

したがって、税負担の軽減措置等を実現いただければ、その果実は当然、会社自身の利益とするのではなく、市民、ユーザーへの水道サービスとして還元することを前提に積み立てるなど、使途を限定目的化したい。

19ページをご覧いただきたい。今回、この場で議論いただくに当たり、我々なりに考え得る具体的なメニュー、選択肢を整理してきた。

まず、1つ目だが、①にまとめているとおりに、法人税そのものを免除あるいは軽減していただきたいということである。法人税自体の全額免除となれば、ここに記載しているとおりに、その軽減効果額は最大になるが、先ほど言った通り、永続的に免除してほしいということではなく、激変緩和のため、例えば事業開始当初からの一定期間、特別に免除いただく制度の創設についてご検討いただけないかと考えている。

ちなみに、5年間法人税が免除された場合は、国税部分としては合計で約100億円、10年間続いた場合は約180億円の負担軽減になるものと見込んでいる。

仮に税の全額免除という仕組みが法制度上困難であれば、次善の策として、いわゆる所得控除や税額控除あるいは軽減税率の適用といった、税法上の措置の検討をお願いしたいと思っている。

ただ、この場合の国税負担の軽減額は、既に国家戦略特区において実例のある同種の制度などを前提に試算すると、表に記載のとおり、事業期間全体でも70億円から80億円程度となることから、こうした措置がなされる場合は、ぜひ永続的な仕組みをお願いしたいと考えている。

次に、②の法人税相当額の還元であるが、これは、法人税は一旦所得の額を納めさせて

いただくことを前提に、別途、国による財政措置、例えば運営権制度を活用する自治体などを対象とした交付金制度あるいは水道事業に対する補助制度を創設していただきたいということである。

こうした措置により、いわばキャッシュバックされることになるので、税負担の実質的な軽減につながるものと考えている。

次に③だが、これは若干趣旨が異なるが、人口減少などの要因により、収益の減が長期スパンで見込まれる中、将来の料金値上げを少しでも緩和するために、また大規模災害時の蓄えとして活用する趣旨から、事業期間の前半に獲得する利益の一定額について、税法上の損金に算入可能な準備金制度が創設できないかということである。その効果としては、事業期間前半に発生する税負担が一旦軽減されることから、さらにはその公共料金としての水道料金の長期安定化に資するということが考えられるところである。

以上、るる申し上げたが、私としては、ここまで詳細に積み上げてきたこのプランをぜひとも実現させて、本市水道事業の安定、発展につなげていきたい。

これらを起爆剤として、ほかの自治体における水道事業での活用事例の拡大、さらには、その他公共が担うさまざまな事業についても広げていくことで、我が国全体の成長戦略につながっていけばと考えている。

何とぞ、ただいま申し上げた要望について、前向きかつ具体的な検討をいただくように、お願いしたい。

最後、20ページに示しているが、大阪市では、平成30年4月から事業開始に向けて、今月から開かれる議会にこの条例案を提出する予定としている。そこで議会との本格的な議論を進めていく予定である。国の支援策の検討が議論の主要なポイントになることから、検討の方向性が具体的になればなるほど、議会や市民の理解、納得も促進されると考えている。

私も積極的にそういった説得、説明をしていきたい。その意味からもぜひとも格段の支援をお願いしたいと思っている。国において、大きな方向性だけでも早期に示していただければ、市長としてしっかりと前に進めていきたいと思っている。是非ともよろしくお願いしたい。

(竹中主査)

国内のリーディングケースにしたいという、非常に積極的なメッセージ、そして、大きな方向性を国が示すことによって、議会の説得も含めて前に進めたいと、大変重く受けとめる次第である。

内容についてポイントは2つあったと思う。1点目は、人口が減少して給水量がダウントレンドの中にある。一方で、財政面での政策の選択肢がない。そういった事業が抱える不確実性が非常に高まっている。これがバックグラウンドである。

2点目は、市民の財産である水道インフラを安定的、効率的に運営するために使うべき

お金が徴税のために確保できないというディスインセンティブを何とかしたい。その2点であると思う。

福田大臣補佐官は、水道事業のコンセッション適用にかかわってきた長年の経験があるので、まず、今の吉村市長からのプレゼンテーションについて、コメントがあればぜひ最初に幾つか指摘をしていただきたい。

(福田内閣大臣補佐官)

市長からのプレゼンに全て凝縮されていたので、繰返しになってしまう部分はあるが、私からのコメントを一言だけさせていただく。

プレゼンの中にあつたが、17ページ、30年間で910億円のコスト削減が可能であると試算されている。仮に事業が赤字になるとどうなるかという、水道料金の値上げになるということである。事業を支える収入がなくなれば、当然、市民に値上げという形で負担をお願いしないとイケない。このコスト削減は、値上げをできるだけ先送りすることの財源に使えるのではないかということが示されている。

ただ、一方で、ここに出てくるのが、910億円というのはどのぐらい確からしい数字なのかというのが問題となる。この取組は日本初、全国第1号であり、水道事業を民営でやっているところは現状でいうとほとんどない。海外に行けば当然、数多くの事例はあるが、国柄も、環境も、制度も違うので、なかなかそれをそのまま持ってくるわけにはいかない中で、本当に効果が出るのかという議論がどうしても出てしまう。

一方で、税という制度は確実であり、さらに言うと、大阪市の水道事業は足元では公営でも黒字が出ているので、税負担の軽減の制度なくそのままコンセッションに出すと、効率化が全く行われなかったとしても、税金でかなりのお金を持っていかれる。一方、効率化に関しては、やってみないとわからないということで、確実に税負担が発生することは見えている一方、効率化に関しては実現できるという人もいれば、難しいという人もいて、なかなか議論が収束しにくい。これがこの分野で案件形成を第1号でやろうとしているところで起きている実態を説明いただいたと理解した。

では、やらないとどうなるのかというと、現状の公営企業というのは法人税の負担はしていないので、やらなければ国に別に税収が入るわけではないので、国に発生している税収を減免してくれという議論ではないという話はまさにそのとおりで、結局このまま議論が収束しないと国も得しないし、利用者も効率化の取組の新しいチャンスを失うというあたりで、どうすれば関係者が理解するのか。

一方で、前例がないのだからわからないだろうという主張も一定程度の議論がある中で、制度の部分で何か関係する人たちの議論を収束させる着地点を見出せないかという提案だと理解した。

(竹中主査)



行動経済学でよく議論するのは、確実に見えるマイナス、ディスインセンティブと不確実なプラス要因、どういう行動をとるだろうか、これは明らかで、そこに問題があるから、新たなインセンティブシステムが必要だということである。かつ、これは政府の税収が減るわけでもないの、考えてみたらウイン・ウインだというポイントであったと思う。

今までの議論を踏まえ、今日出席いただいている高橋進議員と野原議員にも意見を賜りたい。

(高橋議員)

私もまさに、やってみなければわからないということと、やらなければ税収が発生しないというところ、非常に共感できる。

その上で、1つだけ確認させていただきたいのだが、12ページの図で運営会社と大阪市の関係だが、施設の維持管理・更新というのが下から2番目に矢印として、運営会社から水道施設所有者である大阪市のほうに矢印が向いているが、今後の更新投資あるいは新設投資については、そのコスト負担は大阪市が持つということによろしいのか、その場合、維持管理・更新というのはどういう意味なのか。その辺をちょっと整理していただきたい。

(吉村大阪市長)

まず、維持管理・更新については運営会社が全て行うことになる。基本的にはそういう形になる。

(玉井大阪市水道局局長)

30年間の期間中にいわゆる更新投資あるいは施設管理をする部分については、全て運営会社で負担をするという形になる。

これまでに整備をされてきた、いわゆる既存施設について、これは30年間運営会社が使用するという形になるので、使用料的な、賃借料的な考え方で、運営権対価の中にそれも含んで大阪市側に支払いをするという格好になってくる。

したがって、更新投資については、会社側のほうで大阪市の要求水準に基づいて事業計画を立てて、それに基づいて実行するということが、基本的な考え方のベースになる。

(高橋議員)

そうすると、今回のスキームを行う前だと、維持管理・更新のコストというのは今までは大阪市が負担していたという理解でよいか。

(玉井大阪市水道局局長)

もちろんその通りである。

(高橋議員)

そうすると、新会社は設備更新のための金がある意味では減価償却という形で捻出しなくてはいけないという理解でよろしいか。

(玉井大阪市水道局局长)

そのとおりである。

(高橋議員)

そのために金が必要か。

(玉井大阪市水道局局长)

もちろん。そのとおりである。

(野原議員)

これまでも随分としっかりと議論いただき、いい計画ができています。基本的にはこれをいかにスムーズにスタートさせて、新たな水ビジネスが創出されるのかというところがとても重要なことだと思っている。

その点で、税制度をどうするかとか、収益をどうするかは皆さんにお任せして、私から少し申し上げたいと思うのは、これまでの公共サービスとしてやってきた、自治体のやる水道事業というのが、将来の新たな民間による水ビジネスの創出につながっていくようにという話があった。それは、地域に住む住民に向けての水道事業をやるだけではなくて、周辺の地域への技術提供や連携、海外への水道事業の展開にかかわっていく等これまでやってきたこと、あるいは中心だったこと以外の新たな新事業にも立ち向かっていくのだという趣旨も入っていたと思う。その点は事業計画の中にはほとんど見えてこずに、今までと同じような上水道事業を、コスト削減をやりながら何とか生き長らえるという計画になると聞こえてしまうというところが、少し残念である。

多分、検討はしていただいているので、できればもう少し未来に向けての事業計画。今回、実際に得られるのは既に水道局としてやった方が別組織となって独立するという事なので、やっている体制、顔ぶれは変わらないと思うが、その中で、本当に大きな民間の水ビジネス立ち上げという形ができるのかというあたりが明確になるといいと思っている。今後、事業計画を具体化していく中で、ぜひそういったことや、あるいは新たなビジネスに向かっていくために必要な人材をどうやってそろえていくのかや、他社との連携をどう積極的にやっていくのかといったことも踏まえながら、検討いただきたい。

(吉村大阪市長)

このあたりは我々も検討しており、まず、安定的で安全な水を供給するというのが自治体としては第一歩、そして、その先には、リスクの観点もあるため、今はできないが、別会社をつくりながら、他の自治体というのは今、高齢化が進んでおり、水道事業ができないようなところがでてくるので、そういうところに広げていきたいと思っている。

(竹中主査)

ちょっと整理すると、まず、基本的には、水道事業をやっている観点からすると、リアクティブな対応とプロアクティブな対応があると思う。

リアクティブな対応というのは、このままでは供給が減っていくのでコストがもたないなど、それに対して生き延びて、健全な公共的な性格を果たしていくために、このコンセッションを考えていく。これはリアクティブな部分である。

一方で、今の考え方のように、さらには例えばフランスのヴェオリアみたいに、世界的な水ビジネスをやっていく可能性もあるわけで、多分これは非常に不確実性も高いので、今の時点で計画としてはともかくとして、これは内閣府にお願いしたいが、そういう海外の事例について、もう少し集めていただく必要があるので、また後で議論したい。

このリアクティブな部分については、これは高橋議員から明示的に共感するという言葉をいただいたが、やはり何らかのインセンティブ、誘導策が必要ではないか。これも市長も言われたように、未来永劫ずっとやっていくということでは決してなくて、少なくともこれは第1号の案件で、非常に不確実性が高い中で成功事例をつくるためには、何らかの策が必要であろうと、そういう指摘については民間議員からも共感が得られた。そのような理解をしたい。

(高橋議員)

株式会社になるわけだが、例えば空港などの運営会社の場合と、こういう水道事業のように、まさに不可欠なものをやる場合と、同じ株式会社であっても同じ次元で議論しているのか。ちょっと問題を複雑化させて申しわけないが、そういう論点もあるのか。

(竹中主査)

いわゆるハイエンドのもの、空港のようにかなり大きなプラスの利益を求めるものと、どうしても守らなければいけない部分が多いものとは違う。昨日、たまたま富山和彦氏と全く同じ議論をしていて、しかし、実はハイエンドでないものでも相当なやり方があるのだというのが彼なりの結論だが、ちょっと福田補佐官にコメントしていただきたい。

(福田内閣府大臣補佐官)

ポイントが2つあると思う。1つは、今回、大阪市は、当面大阪市100%出資会社でやろうということを考えている。これは5年程度で大体民間資金の導入を考えていこうという

ことだが、落ちついてくるまでは、株式会社とはいえ、行政側の関与を一定程度残して、ある程度落ちついてくるまでは様子を見ようという、議決権株式において当面は行政の関与を残して、安定性を確保しようとしているポイント。

もう一つは、先ほど市長の説明にもあったが、要求水準書というものがコンセッションの事業においては設定される。要は、行政側から見たときに、こういう範囲のサービスは必ずやってほしい、やらなかったら契約解除で直営に戻すというサービスの基準である。空港における要求水準書というのは、先ほど高橋議員からもコメントがあったが、かなり自由度が高い。そんなに創意工夫を阻害するような細かいことを書くというよりは、民間の経営の自由度でやってくれという考え方になる。

一方で、大阪市も実は要求水準書の原案、ドラフトを公表しており、これを拝見すると、やはり公の部分に関しては水の質などについてはかなりしっかりとした基準を設けている。ということで、議決権でコントロールするところと、サービスレベルと2つでチェックをしていて、正直言うと、ある意味二重規制的で少し過剰な気もするが、やはり1号案件で安心感が出るまでは厳しめに縛って、落ちついてきたら要求水準のほうは引き続きしっかり運用しながら資本は民間にするというバランスなのだろうと理解している。

このように、同じコンセッションでも、事業の性質に合わせて、細かいところの作りこみでかなりカスタマイズされているということではないか。

(吉村大阪市長)

加えてだが、今回の事例でいくと、今、水道局でやっている技術職の職員が転籍になるので、実際に作業をする、業務をするのは、今の水道局の職員が民間という立場で行っていくということも、安定性という意味では大きく寄与すると思っている。それを長い目で見れば、徐々に変わってくることがあっても、最初の段階では、そういった技術力のある職員が民間の立場で積極的に技術力を高めていくという趣旨でもある。

(竹中主査)

基本的に事業者は何をどこまで求めるかによってプライシングが変わってくるというのがマーケットだが、空港などの場合と違って、水道の場合はそこが空港ほどフレキシブルではないはずだというのが趣旨だと思う。

それでは、何らかのインセンティブが必要だろうという問題提起なのだが、先に話を進めるために、コンセッション制度を主管している内閣府として、大阪市長からの問題提起に関して、今後、どのように対応していくべきなのか。これはスケジュール感も含めてお考えをお伺いしたい。

(鳥巢内閣府PFI推進室長)

大阪市長から非常に有意義なプレゼンテーションをいただいた。コンセッション導入の

目的の極めて大きなものとして、事業の効率化とともに、新しい技術をつくるということもあるが、コンセッション方式を導入することによって得られた果実を、きちんと可能な限り地元に戻元していく。それをを用いて、例えば先ほども話があったが、管の耐震化を図っていく、あるいは、サービスの向上に充てるということが基本的には望ましいと我々も考えている。

大阪市の要望を踏まえ、水道事業を第一次的に所管している厚生労働省、そのほか、今回、税の話も補助金の話もあったので、本日出席している関係省庁の間でしっかり検討いただくように、我々としてもしっかり後押しをしていきたい。

スケジュール感だが、次の点検会合の時に、何らかの形が示せるよう、関係省庁とともに力を合わせていきたい。

(竹中主査)

大阪市から複数の可能性が示されているので、ぜひ水道事業を所管する厚生労働省と相談していただきたいし、財政当局ともぜひ相談していただきたい。今、説明にあったスケジュール感で、事前に様々な情報提供していただき、議論できるような環境にしていきたい。

その意味では、政府内でぜひ内閣府と調整していただきたいという意味で、水道事業を所管している厚生労働省の担当部局から発言をいただきたい。

(樽見厚生労働省大臣官房審議官(健康、生活衛生担当))

今、お話を伺い、まさに具体的な要望も伺った。先ほど鳥巢審議官から話があったが、水道事業については、人口が高齢化し、あるいは減少していく中で、一方で、管路の老朽化が進んでいるという状況があり、これをどう解決していくのかということについては、日本全国各地で問題になっているところである。

今日、この後、私どもとしても資料を用意しているが、それをどう解決していくかということの中で、今回の大阪市のコンセッションについては、一つの解決法であろうと思っており、それに向けて、これまでもいろいろな整理を行ってきたが、今回の提案についても、実は、税務当局などからはなかなか税の中で特別扱いは難しいという意見も聞いているが、どういうことができるのか、内閣府ともよく相談をさせていただき、税務当局とも相談をさせていただきながら、検討したい。

(竹中主査)

たまたま先々週、ダボスで河野大臣とも一緒だったが、行革の観点からもということで、いろいろな数値目標を考えるという話もあったので、オール政府としてぜひ進めていただきたい。

全国20万人以上で水道事業が黒字の自治体に関して、何らかの働きかけを今していたと

思う。その経緯、経過を説明していただけないか。

(樽見厚生労働省大臣官房審議官(健康、生活衛生担当))

コンセッションについては、6件という目標を負っているところである。その6件にどう働きかけていくのかということで、これは説明したことがあったと思うが、まず、大阪市が具体的に取り組んでいる。それから、コンセッションを含む官民連携検討のための交付金あるいは委託調査を活用していただき、考えていただいている自治体が5つある。ただ、これが全部できて初めて6件になるので、それだけでは大変だろうということで、さらに働きかけを強めるべきではないかということ、内閣府から提案いただき、PFI推進機構から、具体的に、例えば人口20万人以上、原則黒字経営、人口減少率が余り急でない、つまり、民間でもある程度の経営の安定化、または、見通しができるところではなかろうかという助言をいただき、それに基づき自治体を二十幾つか、私どもでリストアップをしたところである。

河野大臣からもぜひ具体的にスケジュール感を持って働きかけをすべきと指示を受けており、取組みたいと思っているところである。

(竹中主査)

厚生労働省と内閣府による誘導策の検討は、産業競争力会議のメンバーとしてもぜひ支援したい。タイミングを見て、ぜひ財務省の意見も伺いたい。現実を動かすために、政府全体として何ができるのか、しっかりと知恵を出していただきたい。

先ほど言いかけたのが、内閣府にお願いだが、大阪市以外にも検討している自治体から、上下水道コンセッションの海外の事例を政府に収集してほしいという依頼を聞くことができる。他の国の政府の御協力も要るので、各自治体でやるよりも、政府が一括して取り組んでいただきたい。

(高橋議員)

20万人以上の自治体について、前向きな議論が進む状況になってきたと思うのが、一方で、首長などからの話を聞いていると、人口20万人以下の自治体についても非常に大きな問題があるようだ。人口減少、更新コストの増加、これは同じ状況であると聞く。ただ、20万人以下になると、例えばコンセッションは非常に乗りづらくなってくる。しかしながら、一方で、1人当たりの水道料金とかに引き直して考えてみると、20万人以下の自治体というのは都市部に比べて大変高い。これがさらに広がっていく危険性もあるということで、20万人以下というのは、コンセッション等には乗りづらいと思うのだが、広い意味でのPFIだとか、あるいは業務委託等、コンセッション以外の行革というものも必要ではないか。広域化もその一つの手段だが、コンセッションという切り口ではないが、PPP/PFIという観点からも、実は20万人以下のところについても相当なニーズもしくは必要があるとい

うことを感じる。

(樽見厚生労働省大臣官房審議官(健康、生活衛生担当))

後ほどの資料に用意しているが、水道事業は人口減少あるいは高齢化でニーズが減る中でコストがふえていく。特に、人口が少ないようなところで非常に大きな問題になってくる。その基盤強化ということで検討を進めており、1つは広域化であり、また、広域化の中で市町村運営原則ということでやってきたが、もっと例えば都道府県のような広域自治体にも、積極的に役割を担ってもらえないかということにもなってくる。

それから、指摘いただいたように、少しでも効率をよくするという意味で、コンセッションに限らず、PFIを含めた官民連携を推進するといったことについても必要ではないかということで検討しているところである。根本は、実はアセットマネジメントだと思っている。自治体でアセットマネジメントは必ずしも十分できていないということなので、それに向けての取組は様々である。知恵を頂戴しながら取組みたい。

(吉村大阪市長)

大阪市長として、これは市民に対しても責任を持って進めていきたいと思っている。新たな自治体経営のあり方として本当に大切なところだと思っている。

どうしても、国との関係で、この面についてはお願いせざるを得ないところについては、ぜひ配慮いただきたい。

(竹中主査)

それでは、ヒアリングのセクションを一応ここまでとさせていただき、関係府省庁からのこれまでの検討事項の進捗状況の報告を受けて、討議をしたい。

それでは、内閣府から順番にお願いしたい。

(鳥巢内閣府PFI推進室長)

それでは、資料5に基づき、説明する。

当方からの説明は、宿題となっているアクションプランの事業規模目標を拡充する現在の進捗状況である。

まず、1ページ目、これは現在の計画体系を並べて書いてあり、全体的な計画としては、左側の青い箱の中に書いているが、平成25年から34年で12兆円規模まで及ぶということで、4つの事業類型を設け、全体として目標を掲げている。

右側の集中強化期間の取組方針、先ほどから話がでていますが、6・6・6・1という重点分野だが、これについては、左側の(1)のコンセッション制度を活用したPFI事業、これについて、集中強化期間を26年度から28年度の3年間として、それぞれ事業規模目標2～3兆円、事業件数目標6・6・6・1ということで、対応している。

現在、検討しているのは、左側の10～12兆円の事業規模目標を最新の事情等を踏まえて、さらに拡充していくことである。

次の2ページ、現在、PFI法に基づくPFI推進委員会の中で、専門のプロジェクト・チームを設け、事業規模の目標の設定の仕方について検討している。

論点は大きく3つあり、まず1つは、対象事業の範囲である。PFI事業は、PFI法に基づいて手続を行う事業なので、当然、さまざまな情報を公開するというのは手続にビルトインされているので、定義としてもわかりやすいのだが、PPPについては現在のところ、明確な定義が定まっていない。むしろ広く官民連携という、考え方のフィロソフィーとして定義されているところもあって、どこまでを対象にするか、今回、要件を整理していく。詳細はまた後ほど説明する。

第2の論点が、事業規模の考え方である。従来はどちらかというと、延払型の、サービス購入型のPFIが主流であったので、事業規模としては契約額を事業規模とすることで、大体カバーできたが、多様なPPP/PFIになると、必ずしも契約額が事業規模の実態をあらわさないため、何を指標にするかということである。右側のほうにもあるが、当該事業により生み出される民間の新たな事業活動という考え方に沿って、少し考え方を整理したほうがいいのではないかと考えている。

3番目は、事業規模の計測方法について、今後はきちんとPDCAで、毎年のフォローアップをきちっとしていきたいと考えているが、現状は先ほどの説明の通り、PPP全体の事業手続を律する制度がないため、どうやって事業規模を把握・推計していくのかという問題がある。

3ページ、簡単に考え方を整理している。対象事業の範囲については、民間の役割を拡大するという面に着目し、①から③までの3つの要件を整理している。

①は、民間事業者の役割を大幅に拡大する。②は、ある種、現象面で見ると、リスク分担が適切に行われている。③は効果という面があるが、民間事業者に相当程度の裁量性を認めている。こういった側面から要件を整理していこうかという議論である。

事業規模の点だが、生み出された民間の経済活動をはかるという考え方に沿うと、単なる契約額ではなく、むしろ事業者の総収入として把握すべきではないのかと、参考までに下のところに、いわゆる収益施設併設型の混合事業というものも並べている。

左側の公共施設、庁舎、これはいわゆるサービス購入型で、この部分の建設費が、従来はどちらかというと契約額ということで計上されていた。

ところが、収益施設を併設する場合については、民間事業者が独自に自分たちの裁量の範囲内で作っていくわけだが、これについて従来は契約額の中にカバーされていないが、収益施設の中で民間事業者が相当程度の収益を上げるビジネスモデルになっていた場合には、当然、新たな経済活動なので、これを含めて今度の事業規模としてカウントすべきではないかということである。

むしろ、収益施設に伴ういろんな活動を促進するという観点からも、取込む必要がある



だろうということである。

3番目、事業規模の計測方法として、PFIについては、従来どおりきちんと手続に基づき、法律に基づいて公表されている資料をきちんと追っていくことになるが、それ以外の多様なPPPについては、全地方公共団体を対象としたアンケート調査をやって、悉皆調査をしていく必要があるだろうということが1点。

それから、事業規模が民間事業者の総収入をはかることになると、全ての事業について総収入を聞くのは現実的ではないので、ある程度の推計を導入していく必要があり、推計に必要なデータを得るためのサンプリング調査をあわせて行っていこうということである。

こういったことにより、事業規模目標を年度末までにきちんと整理すべく進めていきたいと考えている。

2ページ目、今後のスケジュールであるが、2月中にPFI推進委員会の中で中間的な取りまとめをし、3月末に最終報告を取りまとめたい。

ただ、事業規模目標の数字については、最終的に、環境を含めていろいろ調整をする必要が出てくるので、数字の取扱い方について、後ほど相談させていただきたいが、こういうスケジュールで進めていきたいと思っている。

(竹中主査)

国土交通省、お願いしたい。

(平垣内国交省航空局審議官)

では、国土交通省の1ページ目、まず、空港の説明をさせていただく。

空港については、この委員会でも説明しているが、まず、関空のコンセッションがいよいよ今年4月から、仙台が7月から、実際に始まるという段階に来ている。

仙台については、特に2月1日から空港ビルは先行し、始め、滑走路も含めた全体を7月から始めるという段階になっている。特に仙台は、地方空港の典型的なよい例になるので、成功させることにより、次の空港のコンセッションに広げていきたい。

具体的には、今、高松と福岡に関してはコンセッションに向けて基本的なスキームの検討を始めており、既に動き始めているということである。

右下に書いてあるが、地方管理空港においていろいろ検討が進んでいるが、地方管理空港においては、設置管理者である地方公共団体が一義的には考えているということであるが、この委員会でも、コンセッションの準備経費を地方公共団体に支援して、促進すべきではないかという指摘をいただき、28年度予算に経費を盛り込んだところである。

今後は、この経費の具体的な制度設計については、地方自治体のいろいろなニーズを踏まえ、ぜひ柔軟に設計したい。

(塩路国交省水管理・国土保全局下水道部長)

2 ページ目、下水道におけるコンセッションについては、現在、浜松市と大阪市が鋭意検討をいただいているという状況である。

特に、浜松市については、右下に導入までのスケジュールということで、一番下、平成30年4月コンセッション開始に向け、スケジュールを既に公表されている。色の濃いところが既に終わっているが、色の薄いところの一番上、2月と書いてある。下旬になるときいているが、実施方針の公表を行い、28年度中に事業者の選定を行って、29年度1年間で契約を締結し、30年度からコンセッションをするということで、順調に進んでいると理解している。

それから、このペーパーに書いていないが、先ほど厚労省からトップセールス、トップにアプローチするという話があった。下水道についても6件という目標を掲げているので、残り4件ということだが、十数都市リストアップし、国土交通省としても、公共団体のトップにアプローチをしていくということで、年度内にアプローチをしたいと考えている。

(青木国交省道路局次長)

3 ページから、愛知県道路公社のコンセッション導入について簡単に現状報告したい。

4 ページに経緯が書いてあるように、もともと愛知県から構造改革特区の提案としてコンセッションの提案があり、議論を重ねた結果、昨年7月に法律改正した。

公社では、3 ページに書いたように、現在、公社で管理をしている①から⑧の路線をコンセッション対象ということで、大まかな仕組みは方式イメージということで書いていますが、民間事業者が利用者から料金を徴収する権限を持つ。一方で、公社と協定を結ぶ中で、運営権を設定し、その対価を料金を原資として支払っていくという大きい仕組みである。

現在、愛知県では、構造改革特区のメニューということでできたが、国家戦略特区でも活用可能なものであり、県の希望で、国家戦略特区として進めており、その中で実施方針の公表などの手続を経て、一番下の28年1月20日で、1次審査の締め切りということである。現在のところ、締め切った段階で複数の参加の申し込みを得ていると聞いている。

初めてのことであったが、関心は高いとは聞いており、複数手が挙がったということはよかったと思っている。

今後だが、5 ページ目、下に28年からが書いてある。1次の審査が、2月中旬ごろに1次選抜をし、5月に2次審査、6月ごろに優先交渉権者の決定、8月ごろに契約締結で、10月ごろには運営開始という段取りと聞いている。

(杉藤国交省住宅局審議官)

公営住宅の検討状況だが、昨年11月の指摘を左側にまとめているが、公営住宅の場合、既に全体の半分近くにおいて指定管理者制度を使い、民間活用をしている。コンセッションについては、指定管理者制度と比べて、民間事業者から見てメリットを感じにくいという指摘もあるが、ただ、公営住宅については、むしろ開発段階も含め、基本的に民間活力

を極力導入して、コンセッションに限らずに、むしろ幅広くPPP/PFIということで、民間活力の積極的な導入を図っていきたいと考えている。

右側だが、まず、28年度予算における取組について、①コンセッション方式に係る検討についても、公共団体が公営住宅の建てかえ等を行う場合の調査費における国の助成の支援対象として、明確化をしている。

それから、②であるが、公営住宅の比較的まとまった既存の公的賃貸住宅団地の再生について補助事業を行っているのだが、この際には、開発段階での民間導入も含めたPPP/PFIに関する検討を原則化するとしている。

それから、次のPPP/PFI事例の地方公共団体への横展開だが、大規模自治体はかなり複合開発のような形で民間導入を進めているが、なかなかノウハウのない、小規模な地方公共団体、こういったところのノウハウを支援するために、27年度から特別の助成制度をつくり、検討事例の支援している。

この検討結果を各地方公共団体にも横展開していくために、その成果を民間事業者から紹介する取組を図っている。

それから、最後のコンセッション方式に関する今後の検討だが、公営住宅単体のコンセッションというよりも、付帯事業の併設、あるいは創出余剰地の活用をあわせて、抱き合わせで行うことにより、コンセッション方式に乗ってこないかということについて、調査費を28年度に計上して、進めていきたい。

(竹中主査)

文部科学省にお願いしたい。

(山崎文科省大臣官房文教施設企画部技術参事官)

前回の本点検会合で調査中としていたので、今回、その結果及び今後の推進方策について説明したい。

まず、文教施設といっても非常に施設類型が多くあり、そこに書いてあるように、学校施設が3万8,000、社会教育施設が博物館、美術館等を含めて2万3,000、社会体育施設が野球場、体育館等を含めて2万7,000、文化施設が2,000といった、非常に施設の数が多。

その施設を所管しているのが都道府県、市町村の教育委員会であり、そこにアンケート調査をしている。

なお、そこに書いてあるが、学校等については利用料金が存在しないので、コンセッション方式の調査はしていないが、これは再興戦略での指摘も文教施設など、利用料金が存在する公共建築物についてということであったためである。

調査の結果だが、下に点線で囲んでいるが、具体的にコンセッション方式の導入を検討している地方公共団体は現時点ではない。

進めるために、主な理由を聞いているが、文教施設の利用料金は、教育に資するという

こともあり、低廉にとどまっているため採算が取れない、指定管理者制度を超えるメリットがわからないということがあった。

2番目の結果として、収入と支出のバランスを聞いている。その結果、自己収入と経常的経費、これは資本的経費を除いているが、比較した場合、経常的経費すら賅えていない。括弧で書いてあるが、全体の10万施設のうち約9割は経常的経費のうち自己収入で半分も賅えていないという状況である。

それから、コンセッション以外にも収益施設併設・活用型も調べたが、これは幾つかの導入実績があるので、後ほど紹介する。

次の2ページ、これらの調査の結果、課題として浮き彫りになったのが地方の理解不足ということである。所管しているのが各教育委員会であるので、なかなか教育委員会には技術者がいないとか、周知が不足している、ノウハウの欠如が挙げられる。

2つ目として、さらなる分析の必要性和書いてあるが、理解不足の点もあるが、資本的経費が、コンセッションと単に言うとは独立採算でやるのではないかを考えているのだが、そうすると、そこに大規模改修の費用とか資本的支出をどこまで入れるのかといったような分析が今後必要になってくるのではないか。

施設類型ごとの分析ということで、利用料金が低廉で、抑えたまままでできるかどうかというような分析も必要ではないか。それから、先進的事例の調査によってノウハウの形成に努めることが必要ではないかというようなことがある。

その下に書いてあるように、コンセッション方式については、実際に手を挙げるのは地方自治体であるので、地方自治体が手を挙げやすいように、来年度、詳細な調査研究を行って、自治体の理解増進を図りつつ、地方もコンセッション方式を検討しやすい、導入しやすいような環境を醸成していきたい。

多様なPPP/PFIの手法についても、事例はあるものの、実績が少ないという課題があるので、多様PPP/PFIの手法については、これは今でもやっているが、さらに周知、支援を徹底して、収益施設併設型のようなPFIも導入を推進していきたい。そのときに、国交省、内閣府で推進しているプラットホームとの連携等を作りつつ推進していきたいと思っている。

次の3ページが、事例を5つほど載せているが、学校施設、文化施設は前回は説明したので、割愛するとして、社会体育施設、これは総合体育館、テニスコートの建て替えに合わせてやっているものだが、収益施設併設型で、使用料、入場料であるとか、駐車場の利用料金等を事業者の収入にしている。ただし、公立社会体育施設であることから、施設の利用料金については民間事業者の提案を踏まえて条例等により設定をしている。

社会教育施設の例だが、神奈川県立近代美術館の増築にあわせ、旧館も維持管理しているというもの。美術館の中に独立採算で喫茶店、レストラン、ミュージアムショップ、駐車場等の美術館に付帯する施設の運営等を実施している。ただ、公立美術館であるので、その役割、意義から、例えば展覧会の企画、開催、美術作品の収集、保管については、引き続き県が実施している。

最後に、女性教育会館、これは独法だが、施設の有効利用率の拡大を図る観点から、昨年7月から宿泊と研修と体育施設等の運營業務に関して、民間事業者に運営権を設定するコンセッション方式を導入している。

具体的な内容としては、法人として、中期目標に基づく、女性教育会館としての研修、調査研究、国際連携事業の実施は、引き続き女性教育会館が行うが、施設の運営についてはPFI事業者によって自由度の高い事業運営を可能としている。具体的には、自主企画によるイベントや広報、営業活動の実施、給食、売店等の業務等を実施している。

ただし、PFI事業者の採算性を確保するために保守点検や清掃、警備業務等の施設の設備、維持管理業務については、従来どおり、運営費交付金からの支出により業務委託で実施しているコンセッション方式を運営しているところである。

(竹中主査)

厚労省、お願いしたい。

(樽見厚生労働省大臣官房審議官(健康、生活衛生担当))

まず、今の進捗状況は大阪市に先陣を切っていただく意味は大きいので、先ほどの話のような形で私どもも知恵を絞りたい。

その他の自治体は、二十数自治体に働きかけを強化することで取組んでいる。

再興戦略で書いてあるコンセッションの場合の既存の事業と補助金のイコールフットィングということだが、先ほどの大阪市の中でも紹介があったが、補助金は出すということで、要綱の改正を本年度中に行う。

水道事業全体の、まさに広域化を含む基盤強化を進めるということだが、最後のページに、1枚でまとめている。水道事業の基盤強化方策検討会をここ数カ月やっていた。1月末に実は中間取りまとめがまとまったところである。ここに書いてあるように、先ほど来説明している問題があるため、アセットマネジメントをしっかりとやる、そのために経営基盤を強化する、手段としては広域連携を推進する、まさに官民連携を推進するということをここで書いてあり、さらに今後は正規の審議会の中で必要に応じて制度改正も念頭に置きながら、検討を進めるということに取り組んでいるところである。

(福田内閣府大臣補佐官)

前は上から順番にいったが今日は時間がないので、気になるポイントだけ大きく2つほどコメントする。

1つは、施策番号でいうと2、3あたりだが、繰上償還等の議論である。3月に広島県が来て、ヒアリングをする予定であると聞いているが、1月に広島県が議会に報告をした報告書が出されており、やはり繰上償還に伴う補償金、引当金等、制度的な課題というも

のが既に報告書という形で公表されているので、この辺はヒアリングを待たなくても、ある程度内容がわかり、議論が進められる状況にあるのではないかと。先行して進めて、最終的にどうするかはヒアリングで議論というスケジュール感になるのではないかと考えられる。これが1点。

もう1点が、11項目の中で、総じて説明いただいたが、1つだけ3ページ目にあるが、10項目、重点分野の設定をどうするかというところについて、やはり具体的な議論がまだない状況にあるという点が、話を聞いていて気になった。

現状でいうと、空港、上水、下水、道路の4分野が重点目標になっている。この4分野の重点目標の設定の背景としては、既にコンセッションをやった実績がある分野であるとか、まだ実績はないが、やりたいと考えている管理者の、今日の水道でいえば、まさに大阪市のような自治体がいる。そういった条件がどちらかでも整っている場合はコンセッションということで、重点分野として数値目標を設定しているという考え方で整理してきたかと思う。

加えて、これも前回から議論があったが、必ずしもコンセッションはすぐに、今の条件を満たさないのだが、収益施設の併設活用であるとか、公的不動産の活用といった、別の手法についてはある程度重点分野、数値目標の設定が可能なのではないか。そういうものも内閣府として新たに枠組みの中に入れてもらう必要があるのではないかとというような議論があったかと思う。

そういった観点で、今日、説明のあった文教施設、公営住宅といったテーマをコンセッションの重点化にするのか。そもそもそれ以外のものの重点分野にするのかといったあたりの論点ということが残っていると理解している。

話を聞いている限り、文教施設に関しては女性教育会館という前例がコンセッションの分野であると考えれば、重点分野の設定の前提を満たしているのではないかと考えられる。一方で、公営住宅に関してはまだそれはないということだった。ただ、別の手法に関しては何らかの目標設定が可能な環境にあるのではないかと。整理すると、重点分野の設定の考え方の整理と、各分野に対してどのように運用するか、その整理が必要であるように感じた。

(竹中主査)

重点分野と数値目標の関係について整理していただいたが、内閣府としては今の方向で議論を進めていくということで、理解としてよろしいか。

(鳥巢内閣府PFI推進室長)

お手元の私どもの資料5の1ページをごらんいただきたい。今の議論はこの右側のところである。

今、福田補佐官からも話があったが、コンセッション事業で、なおかつ、重点分野4分

野に現在は限定をされているというところである。現在、議論になっている公営住宅、文教施設、これらについての取扱いをきちんと決める必要があるが、決めた場合には当然、2つの拡充が必要になってくる。

1つは、現行、コンセッションを対象にしているが、コンセッションの重点分野として加えるのかどうかという問題と、そもそもコンセッションだけを対象にした計画ではなくて、より広い、例えば収益事業併設型の多様なPPPの事業類型を決めて、コンセッションの重点取組方針だという枠組みそのものを拡大することになる。いずれにせよ、この2つの事業分野についての取扱いがきちんと決まれば、そういう対応をさせていきたいと思っている。

(竹中主査)

ぜひ今の方向で取りまとめをしていただきたい。

文教施設については、いろんな意見があるかもしれないが、コンセッションでの設定についての検討もぜひ進めていただきたい。住宅施設についてはコンセッションの潜在的可能性や自治体の仕組みへの理解を深める取組を行ってもらう前提で、ほかの手法での重点分野設定について検討を進めてもらうということなのかと思う。

これは福田補佐官のところ、PPP/PFI推進タスクフォースというのが立ち上がっていると聞いているので、そこでウオッチをしていただいて、会議にもつないでいただきたい。

(野原議員)

特に文教施設について感じるのだが、PPP/PFI、コンセッションという形式をどうするかということではなくて、既存の施設あるいはそれを取り巻くサービスの状況を、民間の力を活用して、いかによくしていくかという観点が必要だと思う。

なので、今、ある教育会館の例から、収益が成り立たないからダメだという議論を、何回やっても何もそこからは生まれません。

資料5で説明いただいた最後のページに、対象事業の範囲で、民間の役割を拡大しというところが強調されているが、その次の、その創意工夫を活用するところに主眼があるわけで、これまでの公共の役割として、公務員としてやっていた事業という目線だけではなく、もっと広い視点で見たときに、今、ある施設とその周辺が新しい形で生きてくのではないかという視点こそが重要で、むしろそれを提案してもらうところに民の力が必要だと思うのに、先に使用を考えて、そこにコンセッションを当てはめようとしているところに非常に矛盾を感じるので、そういう議論はたくさんされていると思うが、より自由な、創意工夫のある形で検討していただきたい。

(高橋議員)

コンセッションとはある意味で民間活用の一番頂点に近いところ、まだその先に民営化

とかがあるのかもしれないが、ただ、その下に、PPP/PFI、あるいは民間委託、指定管理、PPPと、裾野が広がっているべきなのだろうと思う。裾野が広いからこそ、その中からコンセッション案件も出てくると思うので、やはりPPPの裾野をできるだけ広げていくことが必要ではないかと思う。

したがって、今日、いろいろ各省庁から説明があったが、まだ実態がよくわからないところがあるので、PPPの実態もさることながら、例えば文教施設などについても、具体的に全国でどれぐらいの案件がどのぐらいどういう対象になっているのか。公営住宅もそうだと思うのが、指定管理半分だと言っているが、一方でPFIなどなどを行っているところもあるわけだが、実態的にどのぐらい拾うというのがわからないので、その辺の実態把握をまずしないと、次の目標設定につながらないのではないか。

もう一つは、PPPに全部逃げ込めばいいと、コンセッションまで持っていかなくてもいいと安心されてしまうのも困るので、何か常に取組を高次に進めていくような仕組みを入れておかないといけないので、これから検討いただきたい。

(竹中主査)

今のポイントは大変私も言いたいところで、柔軟に考えていただきたいが、逃げ込まないでいただきたい。

(白間文科省スポーツ庁スポーツ総括官)

スポーツ庁は昨年10月にでき、今、民間活力を導入し、積極的にスポーツ分野を発展させていきたいと検討を始めたところである。

文教施設といっても、スポーツ施設は若干また違うのではないかと思ひ、今、検討なり状況の実態把握を始めているところである。

例えば具体的にスポーツ産業の育成といったことを考えると、やはりスポーツ施設の収益をいかに上げていくかというためには、民間の活力の導入というのは不可欠であり、今後、どう進めていけば地方自治体や管理者が取組みやすいかという方向性を少し進めていきたいと思ひ、検討を始めているところである。

例えば実態把握をしなくてはならないという話があったが、幾つか把握しているのは、今までのところで把握している限りでは、スポーツ施設の中で30以上、PFIは導入している。一方、コンセッションを導入しているスポーツ施設の把握はできていない。

一方で、指定管理を使いながら、これは具体的には広島のマツダスタジアムだが、広島カープが指定管理者になっているのだが、指定管理者がスタジアムを使って、かなり収益性の上がる事業を行うことが可能な指定管理を導入していて、実際に行政から指定管理を入れていなくて、逆に納付金として指定管理者が広島カープに3億円払っている。こういった実態もあると今、把握をしつつある。

コンセッションも当然第一に挙げながら、広く地方自治体の実情に応じた民間活力の導



入をしていく、こういった方策をスポーツ庁として検討し、できれば夏ぐらいに一つの方向性を取りまとめられたらと思っているところである。

(竹中主査)

今日は大阪市長を迎え、いろいろ伺った。

厚生労働省、内閣府、財務省でぜひ討論を重ね、次回の点検会合よりも前にその経過を報告していただきたい。

広島県がそういった事業のあり方について検討し、その結果を公表しており、今後の点検会合でも広島県をお招きしたいと思っている。

PFI室と厚生労働省は広島県で何度も協議していると聞いているので、これも点検会合の開催を待つことなく、広島県の要望への対応を取りまとめて、次回の点検会合より前に、民間議員でちょっと粗ごなししておき、ほかにもヒアリングにおいて提案が予想されるものについては、できるだけ前倒しで検討し、いろいろ報告していただきたいと思っている。

(高木政務官)

水道事業へのコンセッションの導入はまさにこの事業の効率化、安心・安全の強化、安定した維持と、国にとっては税収の発生という、まさにウイン・ウインの関係をつくっていかうということだ。

課題の解決に向けて検討を進めている各府省の皆様にも感謝する。

本日の議論の中で、皆様より指摘をいただいた検討課題については、コンセッションの普及に向けてしっかりと結果を出していくことが必要である。特に、今日、吉村市長より提案いただいた点については、厚生労働省、内閣府など関係府省において、前向きに、具体的な検討を進めていただきたい。

コンセッションが産業競争力の強化と財政健全化を図る上で極めて重要な施策であることを認識いただき、各府省の皆様にはさらなる積極的な検討を加えていただきたい。

引続き、民間議員の皆様、各府省の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げて、閉めの挨拶とさせていただきます。